

## 耐震改修工事補助金のご案内

### 1. 手続き期間

- ・申請期間 申請年度の4月1日～1月末日
- ・完了報告 申請年度の2月末日まで

### 2. 補助金額

- ・補助額 上限65万円（耐震改修工事費用の8割）  
※補助対象に耐震改修工事費用のほか耐震改修設計費用（15万円以上）を含むものに限る。耐震改修設計費用を含めない場合、上限55万円
- ・世帯の年間所得が256万8千円以下の場合、上記補助額に20万円加算

### 3. 補助対象

次のいずれかに該当する設計・工事（一級建築士、二級建築士又は木造建築士で、大阪府等の指定講習の「既存木造住宅の耐震診断・改修講習会」受講修了者が、改修設計及び工事監理するものに限る。）

#### （1）「一般型設計」

耐震診断の結果、評点が1.0未満の住宅について、当該評点を1.0以上にまで引き上げるもの

#### （2）「簡易型設計」①、②のいずれかを満たすもの

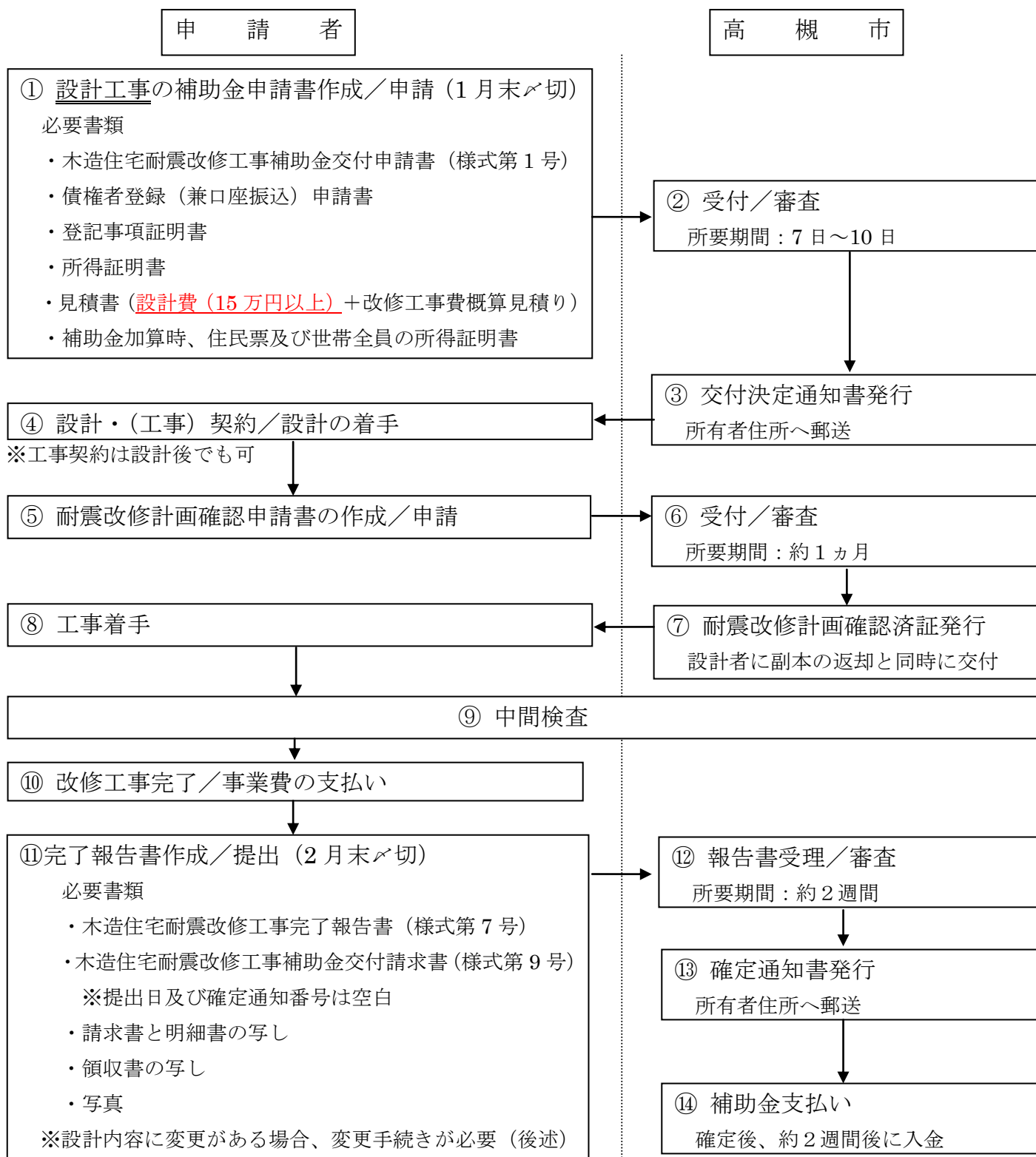
① 耐震診断の結果、評点が0.7未満の住宅について、当該評点を0.7以上かつ現状よりも0.3以上に引き上げるもの

② 耐震診断の結果、評点が1.0未満の住宅について、1階部分の評点のみを1.0以上に引き上げるもの

### 4. 対象要件

- ・契約及び着手をしていないこと（交付決定日以後に契約をして下さい）
- ・原則、法務局に登記をしているもの（昭和56年5月31日以前の建築年度、建築物の規模、所有者を確認できること）
- ・法人所有でないもの
- ・現に居住している。又はこれから居住しようとするもの
- ・地階を除く階数が2以下のもの
- ・住宅の用途のもの（長屋・共同住宅は、補助額が変わる為、要相談のこと）
- ・木造のもの
- ・申請者（所有者）の直近の課税標準額が507万円以下であること
- ・耐震診断の結果、評点が1.0点未満であること（簡易型設計の場合は、0.7点未満）

## 5. 申請の流れ



### \*記入上の注意事項\*

- ・ボールペン等、消えない筆記用具で記入してください
- ・すべての書類に同じ印鑑を使用してください
- ・修正する場合は二本線で消して、訂正印を押してください
- ・様式に捨印を一か所押してください
- ・見積書、請求書、領収書の宛名は申請者名で依頼してください
- ・補助金額欄は空白にしておいてください
- ・補助金は、予算枠に達し次第終了します

## 6. 申請書類

使用する印鑑はすべて同じものを使用して下さい。押印の横に捨印をお願いします。

- |                                    |
|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 必須        |
| <input type="checkbox"/> ()に該当する場合 |

- 木造住宅耐震改修工事補助金交付申請書（様式 1 号）
- 債権者登録申請書（様式 1 を使用して下さい。耐震診断の補助金申請の際、提出している場合は不要）
- △（申請者以外が手続きを行う場合）
  - ・委任状
- 登記事項証明書
- 申請者（所有者）の所得証明書
- 見積書の写し（社印・日付・税込）
  - (i) 設計費用を含む場合（補助金 65 万円）  

設計費用の見積り	改修工事費用の概算見積り
----------	--------------
  - (ii) 設計費用を含まない場合（補助金 55 万円）  

耐震改修工事費用の見積り
--------------
- △（補助額を加算する場合）
  - ・所有者世帯の住民票
  - ・世帯全員の所得証明書
- △（代理受領制度を利用する場合）
  - ・代理受領に関わる委任状（様式 10 号）
  - ・誓約書（様式 11 号）

※代理受領制度を利用する場合、完了報告時に提出する請求書の金額は、見積りの金額、領収書のコピー金額は見積りから補助額を引いた額となります。
- △（空き家の場合）
  - ・居住予定の誓約書
- △（申請者と居住者が異なる場合）
  - ・居住者の同意書
- △（所有者が複数いる場合）
  - ・所有者全員の同意書
- △（所有者が死亡している場合）
  - ・所有者の除籍謄本
  - ・所有者と申請者の関係が分かる書類（戸籍謄本等）
  - ・相続人全員の所有者との関係が分かる書類及び相続人全員の同意書等

## 申請後（交付決定後）の手続きについて

### 1. 設計書の提出（耐震改修計画確認申請）

改修工事の着手までに設計内容の確認申請の手続きが必要になります。

正副計 2 部を紙ファイルに綴じて提出して下さい。詳細は、「高槻市木造住宅の耐震改修計画の確認等に関する実施要領」を確認下さい。

#### ※設計の注意事項

- ・ 壁を改修する場合、改修部分の接合部はⅠとなるよう設計すること。
- ・ 基礎工事を行う際、基礎Ⅰで見る場合は完了時にミルシートの提出が必要です。提出ができない場合は、基礎Ⅱで設計して下さい。

### 2. 中間検査について

- ・ 工事期間に原則一回は壁の検査を行います。金物状況等の壁内を多く確認できる時期に検査希望日の 2, 3 日前には予約をして下さい。
- ・ 基礎工事をする場合、配筋の検査を壁の検査に追加して別途行います。壁の検査と兼ねることも可能です。

### 3. 変更があった場合

(i) 補助金交付決定後に補助金額に変更があった場合、木造耐震改修工事補助金変更承認申請書（様式第 5 号）を提出すること。

例) 補助金申請時に概算見積りで設計工事費用を 100 万（設計費 15 万円＋工事費 85 万円）で見積り、補助金交付額を 65 万で決定を受けていた。その後、設計時に工事費用の見積りが 70 万円になった。補助金額が 65 万円⇒56 万円に減額の為、変更承認申請書を提出。

(ii) 設計内容の確認を受けた後、設計内容に変更があった場合、耐震改修計画確認の変更手続きが必要です。

- ・ 補助金額又は（一般型設計・簡易型設計）の別に変更があった場合  
⇒耐震改修計画変更確認申請書（要綱様式第 4 号）

補助金額が変更するため別途(i)の変更承認申請書（様式第 5 号）も必要です。

- ・ 補助金額又は（一般型設計・簡易型設計）の別に変更がない場合  
⇒軽微な変更報告書（要領様式第 5 号）

※耐震改修計画変更確認申請書及び軽微な変更報告書には変更箇所の記事欄があります。変更箇所一覧表の参考様式があるのでご活用をお願いします。

#### 4. 申請を取り下げする場合

取下げ申請書（様式4号）を提出して下さい。

#### 5. 完了報告書類

工事完了後、以下の書類を速やかに提出して下さい。補助内容又は設計内容に変更があった場合は、先に「3. 変更があった場合」の手続きを行ってください。なお提出期限は2月末日です。

- ・ 木造住宅耐震改修工事完了報告書（様式7号）
- ・ 木造住宅耐震改修工事補助金交付請求書（様式9号）  
    ※提出日と確定通知の日付・番号は記入しないで下さい。
- ・ 工事工程写真・改修写真（各部位ごとに工事が適切に施工されたことがわかるもの）
- ・ 請求書の写し（明細の分かるもの）（社印・日付・税込）
- ・ 領収書の写し（社印・日付・税込）